

高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県産休等代替職員雇用事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、次の各号に掲げる施設（以下「補助対象施設」という。）に常勤職員として勤務する職員が、出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の福利厚生を図りつつ、施設における児童の処遇を確保することを目的として、補助対象施設の設置者（以下「補助事業者」という。）が産休等代替職員を雇用した場合に、その経費について予算の範囲内で補助する。

（1） 私立認可保育所（私立保育所型認定こども園を含む。）

（2） 私立幼稚園（私立幼稚園型認定こども園を含む。）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条の規定により施設型給付費の支払対象となるものに限る。）

（3） 私立幼保連携型認定こども園

（4） 私立地域型保育事業所（法第43条第1項に規定する地域型保育事業所のうち私立の事業所をいう。ただし、法第29条及び第30条の規定により地域型保育給付費及び特別地域型給付費の支払対象となるものに限る。）

2 この要綱において「産休等職員」とは、高知市の私立認可保育所（私立保育所型認定こども園を含む。）、私立幼保連携型認定こども園及び私立地域型保育事業所を除く補助対象施設に常勤職員として勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、保健師、栄養士及び調理員のうち出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため継続して31日以上療養を必要とする者で、別表1の休業期間（補助対象期間）中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の支給を受ける者をいい、「産休等代替職員」とは、産休等職員の休業期間中、当該産休等職員の業務を行わせることを目的に臨時に雇用した者をいう。

（補助率及び補助額の範囲）

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助率及び補助額の範囲は、別表1に定めるとおりとする。なお、同一疾病による同一年度内の補助は原則として1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

2 前項の場合において、補助事業者は、当該市町村を経由して申請するものとし、市町村長はこれを審査のうえ、送付しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められる

ものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (2) 補助事業者は、補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業の内容を変更（中止又は廃止を含む。）をする場合又は補助金額の変更をする場合は、別記第2号様式による申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額変更については、この限りではない。
- (4) この補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、これを補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (6) 県税の滞納がないこと。

（補助金の交付）

第6条 規則第14条の規定による補助金の交付は、交付すべき額を確定した後に行う。

（事業実績報告書）

第7条 規則第11条第1項に規定する事業実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- 2 補助事業者は、第5条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

（状況報告、調査及び指示等）

第8条 教育長は、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。ただし、教育長が特に必要がないと認めるものについては、省略することができる。

- 2 教育長は、前項の規定による報告若しくは調査又は高知県監査委員の監査の結果により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。
- 3 教育長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

- 4 教育長は、前項の規定に基づき補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに対し条件に適合させるための措置をとらないときは、次条の規定に基づき当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(交付の決定の取り消し)

第9条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段のより補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。
- (3) 第5条第1号から第3号まで及び第6号の規定に違反したとき。
- (4) 第7条の報告をせず、補助事業の内容の確認ができないとき。

(情報公開)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和9年5月31日限り、その効力を失う。なお、第5条第4号、第7条第3項、第8条、第9条及び第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条、第 3 条関係）

産休等代替職員雇用事業費補助金交付基準表

	産 休	病 休
基 準 額	次の補助対象期間の範囲内における雇用日数に、基準単価を乗じて得た額	
	補助対象期間 出産予定日の 6 週間（設置者の規則等でこれより長い産前の休業期間を定めているときは 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）の範囲内でその期間とする。）前の日から出産後 6 週間（設置者の規則等でこれより長い産後の休業期間を定めているときは 8 週間を上限として当該期間とする。）を経過する日までの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。	補助対象期間 病休開始後 30 日を経過した日（31 日目）から、60 日又はその範囲内で勤務が可能となるまでの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。
	基準単価 1 人 1 日当たり 9, 8 7 0 円	
対 象 経 費	産休代替職員雇用費	病休代替職員雇用費
	雇用日数 × 1 日当たりの賃金単価	
補 助 率	$\frac{3}{4}$ 以内	

- 1 補助基本額：「基準額」と「対象経費」とを比較していずれか低い方の額を補助基本額とする。
- 2 補助金交付額：補助基本額に補助率 4 分の 3 を乗じて得た額以内とする。

（注） 1 「雇用日数」とは、雇用した代替職員が補助対象施設に実際に勤務した日数（年次有給休暇等（賃金が発生する特別休暇を含む。）を取得した日を含む。）をいうものとする。ただし、1 日に勤務した時間が、補助事業者ごとに定める 1 日の勤務時間に満たない日がある場合は、1 日に勤務した時間を補助事業者ごとに定める 1 日の勤務時間で除し、得た数が 0.5 以上である場合は、雇用日数 0.5 日とする。

2 1 日当たりの賃金単価とは、労働時間又は期間に応じて支払われる賃金であって、手当等を含まない。

別表 2（第 5 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。